

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500268号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500017号

第1 結論

昭和60年3月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年3月から同年9月まで

私は、昭和60年3月にA県B市からC県D市に転入した際に国民年金の手続を行っていなかったため、転入から約7か月が経過した同年9月頃、D市役所から国民年金保険料の納付書が封書で届いたので、E社(現在はF社)G線のH駅近くにあった同市役所の出張所に赴き、未納にしていた国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、国の記録では未納とされている。

私の記憶では、請求期間の国民年金保険料はきちんと納付しているので、国の年金記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年3月にB市からD市に転入し、同年9月頃に請求期間の国民年金保険料を一括して納付した旨主張しているところ、戸籍の附票によると、請求者がB市からD市に住所を定めた年月日は、昭和60年3月26日であることが確認できる。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、前後の国民年金被保険者の記録等から判断すると、請求者がD市に転入してから約1年半後の昭和61年8月頃に払い出されたものと推認できる。

また、D市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、昭和61年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料が同年9月8日に一括納付されていることが確認できるものの、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、請求者の記号番号が払い出されたと推認できる昭和61年8月時点において、請求期間に係る国民年金保険料は、過年度保険料(国庫金)として納付することが可能であるところ、D市は、請求期間当時、I出張所において国民年金の加入手続等に関する事務は行われていたが、保険料の収納業務は行われておらず、過年度保険料の収納や納付を代行することもなかった旨回答していることから、請求者の主張と符合しない。

加えて、請求期間の国民年金保険料が納付可能な別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の住所地のC県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500178号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500055号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年4月1日から昭和49年5月1日まで
② 昭和63年10月26日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間が昭和49年5月1日から昭和63年10月26日までと記録されているが、実際には昭和47年4月1日に入社し、昭和63年11月30日に退職したので、調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の弟は、自身がA社に入社(昭和49年9月)する2、3年前に、請求者は、同社に入社していたと思う旨陳述している。

しかしながら、A社は、当時の資料はなく、請求者が請求期間①において勤務していたか否かは不明である旨回答している一方で、同社から提出された人事台帳によると、「G入社日(アルバイト含む)」欄の日付は、昭和49年4月1日と記録されているところ、同社は、当時は入社から数か月後に厚生年金保険に加入させることもあったと聞いているので、試用期間ではないかと推測される旨回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者が入社したとする日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者、請求者の資格取得日前後の月に資格取得した者及び請求者から提出された写真の同僚のうち所在が確認できた9人に、当時の取扱等を照会し5人から回答を得たが、請求者は匿名による照会を希望しているため、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態等を確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、請求期間①の始期を含む昭和46年12月21日から昭和49年4月1日までの期間について、請求者は、A社とは別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該記録は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の請求者の記録と一致している。

請求期間②について、A社は、当時の資料はなく、請求者が請求期間②において勤務していたか否かは不明である旨回答しているが、同社から提出された人事台帳の「法人退職日」及び「グループ退職日」欄の日付は、昭和63年10月25日と記録されており、当該日付は、B社に係る雇用保険の記録及びオンライン記録における請求者の資格喪失年月日と符合している。

また、C社及びD健康保険組合は、当時の資料がない旨、企業年金連合会は移換記録がない旨それぞれ回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。